資料 １６

相模原市洗剤対策推進方針

１　趣　旨

　日常生活や事業活動における水利用の中で発生する水環境への負荷の低減を図り、健全な水循環を確保することは、より良い環境を子や孫に引き継いでいく上で、私たちの世代に課せられた重大な責務の一つである。

　良好な水質確保のため、工場等の排水については、法令等に基づき規制基準が定められているものの、日々の生活や諸活動の中で私達が使用している洗剤を含む生活排水等については、公共下水道や合併浄化槽により処理されるほかは、そのまま河川や湖沼へ流入することとなり、水質汚濁や富栄養化等の原因ともなっている。

　とりわけ、本市は、市内に相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等の湖を含む水源地域を有しており、こうした水環境の改善に向けた取組は重要なものとなっている。

　そこで、市ではこれらの環境保全上の対策として、市民及び事業者の理解と協力を求めながら洗剤の使用等に係る所要の措置を推進する。

２　適用する洗剤の範囲

　　この方針は、洗濯用、台所用及び住宅用の洗剤であって、家庭や事業所で使用されるものについて適用する。

３　対策の内容

1. 市の施設について、次の措置をとる。

　　ア　石けんの使用の拡大に努める。

　　イ　有リンの合成洗剤等は使用しない。

　　ウ　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成１１年法律第８６号。以下「ＰＲＴＲ法」という。）において指定化学物質とされている成分を含む洗剤の使用を控える。

　　エ　洗剤使用の適正化と減量化を進める。

1. 公共用水域のリン及び陰イオン界面活性剤等による汚濁状況の監視を行う。
2. 洗剤に関する情報を提供する。
3. 市民及び事業者に対しては、次の事項について啓発等を行う。

　　ア　石けんの使用の拡大に努めること。

　　イ　有リンの合成洗剤等は使用しないこと。

　　ウ　ＰＲＴＲ法において指定化学物質とされている成分を含む洗剤の使用を控えること。

　　エ　洗剤使用の適正化と減量化を進めること。

（５）推進体制

　　　この方針を総合的に推進するため、庁内をはじめ県及び関係団体との連絡調整を図る。

　　　附　則

１　この推進方針は、昭和６０年７月１日から施行する。

２　相模原市合成洗剤対策推進方針（昭和５５年６月２日）は廃止する。

　　　附　則

　この推進方針は、平成１９年３月１１日から施行する。